

文部科学省 総合教育政策局
国際教育課長 石田 善顕様

◎資料のP15「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）」の「☆3 公立高等学校入学者選抜について」教えてください。外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進とあるが、資格要件について、お聞きしたい。来日期間の縛り⇒来日3年以内～6年以内等の自治体間の差があるが、来日時期については、日本語習得の状況等を考慮した適切な期間とは、どのくらいか。また、その根拠についても教えてください。

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）	
重点事項に係る主な取組	
☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組	☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化
<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを確実に進捗するとともに、市町村等が参画型取組と連携して行う日本語教育を高める取組【文科】【13】 ○「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育センターの取組【文科】【13】 ○生活文化センター（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）の取組の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（※日本語を含む）を整備【法務】【63】 ○生活場面に応じた利用や学習できる教材の開発・提供等【文科】【63】 ○来日目的に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育機関の取組【文科】【63】 ○日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】【13】 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・就労ガイドブック及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】【17】 ○マイポータル等を活用した情報発信【法務】【18】 ○外国人入居支援費交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】【20】 ○多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】【23】 ○外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】【27】 ○やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【31】【32】
☆3 ロイスステージ・ライフサイクルに応じた支援	☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組
<ul style="list-style-type: none"> ○子育て中の親子の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】【13】 ○在留外国人に対する生活文化センターの取組により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】【36】 ○公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】【47】 ○高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する取組を推進【文科】【49】 ○100ヶ所の外国人暮らし・ビジネスセンターにおける専門相談員や通訳の配置による帰国相談の実施、外国人暮らし・ビジネスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】【57】 ○定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】【61】 ○年金制度に関する奥地・広域の継続・充実【厚労】【63】 ○在留外国人に対する基礎調査等による実施促進等【法務】【66】 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人との共生に係る関係機関（官公）の創設、各種啓発イベントの実施【法務】【67】【68】 ○学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を図る【文科】【73】 ○在留外国人統計等を活用し、施策・在留関係、各種関係等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】【74】 ○外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内での労働移動等の実施促進のための統計整備【厚労】【75】 ○民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための取組の実施【法務】【80】 ○出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】【82】 ○マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】【85】 ○外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認定制度等について検討【法務】【86】
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ○計画期間は令和8年度まで ○有識者の意見を聴きつつ毎年時点による進捗確認、必要に応じ施策の見直し ○総合的対応において、当該年度に実施すべき施策を明示

⇒公立高等学校入学者選抜については、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項として令和2年に策定し通知した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、考え方を示しています。具体的には、高等学校等への進学の実現として、早い時期からの進学ガイダンス・進路相談の実施、公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の感じへのルビ振り等）等の取組を推進することとしています。来日期間については3年や6年等、自治体の実情等を踏まえてそれぞれ判断していますが、国としては、今後も実情を踏まえた柔軟な対応が進められることを期待しています。

◎ 外国人生徒対象だけでなく、日本国籍であっても、特別定員枠に該当する生徒が増加しているが、国籍にかかわらず日本語指導が必要な生徒への特別枠の推進の必要性についての見解をお聞かせください。

⇒日本国籍であっても、海外で育った後に帰国した子供のほか、国際結婚家庭の子供や両親が日本国籍に帰化した家庭の子供など日本語指導が必要な児童生徒がいます。そういった児童生徒数は約10年間で1.7倍と増加していることから、特別枠の推進が必要と考えられます。

◎ 外国人児童生徒等への教育充実のための施策推進の担当部署について伺います。日本語指導や入試制度等々、さまざまな課題の解決に向けて、外国にルーツを持つ児童生徒の課題を総合的に担当する部署が行政の中に創られていないため、改善に向けた取り組みが進まない状況があります。

国として、現状の体制について、どのような見解をお持ちでしょうか。

⇒文部科学省国際教育課は、外国人児童生徒等の教育について中心的に担当する部署となりますが、日本語指導、高等学校入学者選抜など課題が多岐に渡ることから、説明の中でもお示したとおり、政府全体として、同じ目的を持ってその役割を進めていくことが必要です。

ご質問の総合的に担当する部署の設置することも考え方の一つですが、現在は省庁が連携して様々な施策を総合的に推進しています。

◎ 教育委員会の役割としては、「高校が希望すれば、特別の教育課程としての日本語が実施できる環境を整えることにある」と考えますが、いかがでしょうか？

⇒高等学校における特別の教育課程の導入については、令和3年度中に制度改正を行い、今年度は文科省においても説明会を開催するなどにより周知を行っているところ。その中で、高等学校を設置する教育委員会等に期待することとして、高等学校等のニーズや状況を踏まえた積極的な検討、日本語指導補助者等の配置・派遣や国際交流協会やNPO、大学等との連携体制構築などによる学校に対する支援体制の構築・強化、日本語指導の対象となる生徒の指導内容等について、中学校からの引継ぎ・情報共有の仕組みづくり、日本語指導や外国人児童生徒等の教育を担当する教師の配置・専門性の向上などをお示しております。学校が実施できる環境を整える役割を教育委員会が果たしていただくことを期待しています。

◎ 高校において外国につながるの生徒に対する日本語教育などの支援を進める上での具体的なステップ（工程表）を教えてください。

⇒現在、「高等学校における日本語指導体制整備事業」において、東京学芸大学に委託して、「高等学校における日本語指導体制づくりの手引き」と「高等学校で学ぶ外国人生徒等への学習支援のためのガイドライン」を作成しております。手引きでは、日本語指導が必要な生徒の受入とその教育・支援に対する考え方と体制づくりなどについて、ガイドラインでは、教育・支援内容の構成と実施方法などを、事例なども交えながら、具体的にお示しする予定としております。資料の公表は年度末を予定しています。

文部科学省 総合教育政策局
国際教育課長 石田 善顕様

◎ 外国人児童生徒等の教育において、学校外部の団体(市民団体など)が重要であると考えられるが、そうした外部団体との連携の制度化する検討はなされているのか。

⇒「制度化」の意味が必ずしも明確ではありませんが、ご質問にあるとおり、学校外部の団体等との連携は日本語指導の充実において重要と考えております。令和2年度から今年度まで実施している「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」においても、集住地域、散在地域それぞれにおいて、大学等と連携して体制構築等に実証的に取り組んでいただいております。また、中間報告ではありますが、取組の効果も表れていると伺っております。

また、「帰国・外国人児童生徒等へのきめ細かな支援事業」において、日本語指導補助者や母語支援員の派遣など地域の実情に応じて学校外部の団体等を連携しての体制を構築する取組も行われております。国としても、外部団体との連携が重要であるということは認識しており、事業の成果の普及と事業の活用により、地域の実情に応じた自治体での取組を進めていただくことを期待しております。

◎ 外国籍と日本国籍の生徒の支援について、次のような強化が必要と思いますが、お考えをお伺いしたい。

①都道府県の小中学生と高校生の教育に関する行政を1本化し、隙間のない教育支援体制とする。

②日本語指導が必要と判断されていない生徒についても調査対象とし、取り残される生徒がないようにする。

③中学校から高校への申し送りを制度化し、教育支援を強化する。

⇒中学校から高等学校への申し送りは重要なことと認識しています。

そのため、例えば、指導計画の作成にあたって、中学校等においても日本語指導の対象であった生徒については、当該学校から指導内容に係る情報の引継ぎを受けることが重要となるため、市区町村教育委員会と都道府県教育委員会が連携しながら、中学校において指導計画の成を促進し、その内容を高等学校等へ引継ぎを促進するなどの体制構築に努めることが大切になります。こちらについては、高等学校等の日本語指導の制度化に関するQAでHPIにお示しするとともに、説明会等においてお伝えしています。

◎ 生徒と教師の支援のための『多文化教育共生コーディネーター』の育成と配置が重要と考えます。自治体により大きな差がある現状を正確に把握され、強力なご指導と予算措置をお願いしたい。また、日本語指導が必要な生徒の調査においても、神奈川県のように、教員とコーディネーターが協力しての調査が精度面でも、施策の立案面でも重要だと考えます。お考えをお伺いしたい。

⇒自治体によって、多文化教育共生コーディネーターを育成、配置し、多様な取組を行っているところがあります。文部科学省としては、「きめ細」において、多文化教育共生コーディネーターを含む、外部人材の活用について支援しておりますので、自治体における取組が進むことを期待しております。

◎ 外国につながるのある高校生の教育に取り組む高校・地域のモデル校・実践研究校を、文部科学省として募集するなどの事業は予定されていますでしょうか。モデルになる高校があれば助かります。

⇒令和2年度から今年度まで実施している「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」において、愛知県で集住地域、青森県で散在地域のモデルとなる取組を行っており、HPやフォーラムなどによる発信を行っていただいているところです。また、「高等学校における日本語指導体制の整備事業」においても、モデルとなる学校の取組を調査しHPで発信しておりますし、指導資料にも掲載する予定としています。文部科学省としても、これらの取組の成果の普及のため、工夫していきたいと考えております。

また、モデル校という位置づけではありませんが、きめこまでの取組も参考となるものが多いと考えられることから、HPに取組報告を掲載するなど、各地域で参考にしていただけるようにしています。

その他、受入れ状況調査において収集した事例も事例集としてHPIに掲載しておりますので、こちらもご参照いただければと思います。

なお、きめこま、就学促進事業について、例年1月末ごろに次年度に向けて募集を行っておりますので、来年度についてもご活用を検討いただければと思います。

◎ 日本語指導の必要な生徒の全国調査はすでにあります。外国につながるのある高校生の実態把握として拡充し、在留資格の状況、多文化共生教育(母語教育や日本人生徒との共生プログラムなど)の取り組み状況、多文化コーディネーターの配置状況など、教育や支援の状況について項目を増やすご予定はありますか。とても参考になると思います。

⇒文部科学省が行っている調査については、必ずしも毎年すべて同じ調査項目で行っているとは限りません。経年把握のため、同じ項目も多くありますが、新しくニーズがあれば調査項目を増やすことも柔軟に対応する必要があると考えています。新しい課題も多い分野となりますので、実態に合わせて調査項目を見直していきたいと考えております。